

広島県告示第六百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年五月二十一日

広島県知事 横 田 美 香

名称	公益社団法人 東広島市シル バー人材セン ター
住所又は事務所の所在地	東広島市西条栄 町九番一八号
指定をした日	令和八年五月一 三日
委託した公金事務に係る歳入等（歳出）の内容	広島県立総合技 術研究所農業技 術センターにお ける生産物売払 収入
委託をした日（委託期間）	令和八年五月二 一日（令和八年 五月二一日）令 和九年三月三一 日